

有田町プレミアム付商品券事業

取扱店募集



消費税・地方消費税の10%への引き上げが、所得の少ない方（住民税非課税の方）、小さな乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和することを目的として、プレミアム付商品券が2019年10月から販売されます。

有田町では、この商品券を取扱っていただける町内事業者を募集します。

取扱店になるためには事前の登録が必要ですので、下記をご確認のうえ、ぜひ多くの事業者の登録をお願いいたします。

登録資格

- ・有田町内で事業を行なっている
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条各項の規定に該当しない
- ・特定の宗教、政治団体に関わっていない
- ・公序良俗に反する業務・活動を行っていない
- ・暴力団員などにかかわっていない

対象外商品

- ・たばこ（たばこ事業法第36条第1項）
- ・資産形成などの購入にかかるもの（土地、家屋）
- ・消費の下支えとは言いがたい金融商品等（有価証券、宝くじなど）
- ・換金性が高いものの購入（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、切手、印紙、チャージ料金など）
- ・その他、今回の事業において対象外として指定されるもの

商品券販売期間

1枚額面500円10枚5,000円分を1セットとして、4,000円で販売します。非課税者または子育て世帯の世帯主を対象にお一人5セットまで購入でき、販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月末までとします。

商品券の販売場所

町内郵便局（有田郵便局、本町郵便局、蔵宿郵便局、大山郵便局）にて販売します。

商品券利用期間

令和元年10月1日から令和2年3月10日。また、つり銭に対応する必要はありません。

換金期間

令和元年10月1日から令和2年3月16日（月曜日）商品券利用開始日と換金開始日は令和元年10月1日、商品券利用終了日と換金終了日の間は6日間です。

取扱店登録方法

有田商工会議所 へお申し出下さい。
有田町本町丙954-9 大有田焼会館内
Tel: 0955-42-4111

換金方法

10月1日より有田町内の佐賀銀行（有田支店、有田駅前支店、西有田出張所）で換金できます。

換金の際は、商品券の裏面の事業所名を記入（またはゴム印を押印）し①「商品券取扱店登録証」、②「商品券換金依頼書」、③「使用済商品券」④「預金口座の通帳」を持参してください。

入金口座が佐賀銀行以外の金融機関の場合、佐賀銀行所定の「振込依頼票」に必要事項を記入・提出し、振込を依頼してください。この場合は、「振込手数料」が必要となります。

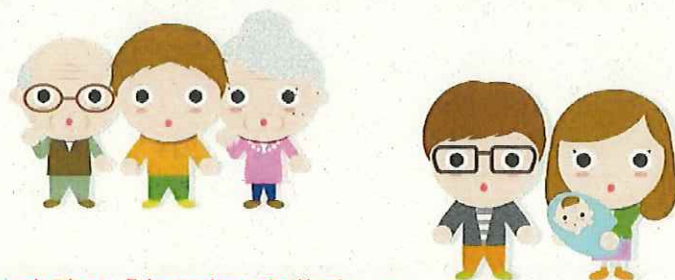
責務

商品券取扱店は、次の事項を遵守してください。

（1）商品券取扱店と分かるよう見やすい場所に取り扱店を表示するポスターを掲示してください。（受付時にお渡しできない場合は、後日配布します。）

（2）商品券には、偽造防止対策をしていますが、通常の範囲で偽造と分かるようなものについては受け取りを拒否してください。

（3）商品券については、国は個人間での交換や譲渡、販売などをしないよう求めています。非課税者または子育て世帯とは思えないような購入者、販売額を大きく超える商品券の使用枚数の場合は、お断りし、その旨、有田町商工観光課へご報告ください。



- 申請は「有田商工会議所」へ
- その他お問い合わせは
有田町商工観光課へ Tel: 0955-46-2500

